

介護職員処遇改善加算にかかる情報公開(見える化要件)

令和6年6月の介護報酬改定において、従来の処遇改善加算制度が改訂され「介護職員特定処遇改善加算」が創設され、当法人においても算定を行なっています。

当該加算算定にあたって、『処遇改善加算に基づく取り組みについて、ホームページへの掲載等を通じて見える化を行っていること』という要件を満たしている必要があります。この要件に基づいた当法人の取り組みにつきまして、以下の通り公表いたします。

◆加算の所得状況

当法人の各事業所における所得状況につきましては、以下のサービスにより公表しております。

介護サービス情報講評システム

[広島県 | 介護事業所・生活関連情報検索「介護サービス情報公表システム」](#)

◆処遇改善に関する具体的な取り組み内容(賃金以外)

職場環境等要件につきましては、以下の取り組みを行っています。

【入職促進に向けた取り組み】

- ・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者層、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
- ・職業体験の受入れや地域事業への参加や主催等における職業魅力度向上の取組の実施

【資質の向上やキャリアアップに向けた支援】

- ・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
- ・エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入

【両立支援・多様な働き方の推進】

- ・子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
- ・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備

【生産性向上のための取組】

- ・5S活動(整理・整頓・清掃・清潔・躰)等の実践による職場環境の整備
- ・業務内容の明確化と役割分担を行い、介護職員がケアに集中できる環境を整備
間接業務における介護助手等の活用等による役割の見直しやシフトの組み換え等の実施
- ・各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施

【やりがい・働きがいの醸成】

- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
- ・利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供